

総評相第 172 号
平成 25 年 9 月 6 日

文部科学省高等教育局長 殿

総務省行政評価局長

国立大学授業料の納付方法の拡大（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号の規定に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っていません。

この度、当省九州管区行政評価局（以下「九州管区局」という。）及び北海道管区行政評価局（以下「北海道管区局」という。）に対し、それぞれ国立大学授業料の口座振替ができる金融機関を増やしてほしい旨の行政相談がありました。

また、中国四国管区行政評価局（以下「中四国管区局」という。）に対し、国立大学授業料の納付方法として振込方式しか認められていないので口座振替方式により授業料を納付できるようにしてほしい旨の行政相談がありました。

これらについて、九州管区局、北海道管区局及び中四国管区局では、各管区局長が開催する行政苦情救済推進会議において、民間有識者の意見を聴取するなどにより検討した結果、それぞれ関係大学に授業料の納付方法の拡大について、あっせんを行いました。

当省としては、このような問題は、九州管区局、北海道管区局及び中四国管区局の管内に限られたものではなく、下記のとおり、全国的に見直しを行うことが適当であると考えますので、御検討ください。

なお、これらに対する貴省の措置結果等については、平成 25 年 12 月 6 日までに当省に回答してください。

記

1 授業料の納付方法

国立大学法人の設置する国立大学の授業料については、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成 16 年文部科学省令第 16 号）に基づき、「各

年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うことを原則とする。ただし、学生又は生徒等の申出があったときは、一括して徴収することができる。」とされており、多くの大学では、各年度前期及び後期の2回に分けて授業料を徴収している。

授業料の納付方法は、各大学により異なるが、大別すると次のとおり、口座振替による納付を原則とする大学と振込みによる納付を原則とする大学がある。

(1) 口座振替による納付

口座振替(注)は、入学時に学生から口座自動振替依頼書を提出させることにより、大学が指定する金融機関の口座から自動振替を行い、その後は、納期ごとに、自動引き落としする方法である。

(注) 株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」という。)の口座から授業料等を自動的に引き落とし集金することは「自動払込み」というが、本あっせんにおいては「口座振替」の用語を用いている。以下同じ。

(2) 振込みによる納付

振込みは、年1回又は納期ごとに、大学が学費負担者又は学生(以下「学費負担者等」という。)に振込用紙を送付し、それにより大学の指定する金融機関の口座に振り込ませる方法である。現金で納付するほか、通常、キャッシュカード払い、インターネットバンキングからの納付も可能である。

2 九州管区局、北海道管区局及び中四国管区局におけるあっせんの経緯

(1) 九州管区局における対応

ア 申出の概要

子供が佐賀大学に入学することになり、授業料の納付をゆうちょ銀行から口座振替で行うことを考えていたが、同大学では、ゆうちょ銀行及び一部の金融機関からの口座振替を取り扱っておらず、やむを得ず他の金融機関で口座振替を行うこととした。ゆうちょ銀行は、全国の市区町村に郵便局があり、ゆうちょ銀行を口座振替に利用したいと考えている人も多いと思われる。また、他の銀行は利用できるのに、ゆうちょ銀行は利用できないとしていることも疑問である。佐賀大学はゆうちょ銀行を授業料の口座振替ができる金融機関に加えてほしい。

イ 口座振替ができる金融機関

九州管区局は、申出を受け、九州管内に所在する国立大学(10大学)における授業料の納付方法について実態調査した。その結果、10大学全

てにおいて授業料の口座振替を行っていた。

しかし、各大学別に口座振替ができる金融機関をみると、表 - 1 のとおり、①ゆうちょ銀行を含む全国のほとんどの金融機関の口座から口座振替が可能となっているもの7大学（福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、長崎大学、大分大学、宮崎大学及び鹿児島大学）、②ゆうちょ銀行を除く全国のほとんどの金融機関からの口座振替が可能となっているもの2大学（佐賀大学及び鹿屋体育大学）、③口座振替ができる金融機関を限定しており、ゆうちょ銀行等の全国に窓口がある金融機関を利用できないもの1大学（熊本大学）と区々となっていた。

表 - 1 口座振替が可能な金融機関

大 学 名	ゆうちょ銀行	銀行等	備 考
福岡教育大学	○	○	ゆうちょ銀行を含むほとんどの金融機関からの口座振替が可能（授業料の収納業務を業者に委託）。
九州大学	○	○	同上
九州工業大学	○	○	同上
長崎大学	○	○	同上
大分大学	○	○	同上
宮崎大学	○	○	同上
鹿児島大学	○	○	同上
佐賀大学	×	○	ゆうちょ銀行を除くほとんどの金融機関からの口座振替が可能（授業料の収納業務を業者に委託）。
鹿屋体育大学	×	○	同上
熊本大学	×	△	口座振替は地元金融機関（2機関）のみ。

（注）九州管区局の聴取結果に基づき、当省が作成した。

ウ 行政苦情救済推進会議への付議結果

九州管区局は、本件行政相談について、平成24年5月10日、九州管区局長が開催する行政苦情救済推進会議に付議したところ、会議メンバーからは次のような意見が聴かれた。

- ① 国立大学は、平成16年に国立大学法人化されたが、その趣旨は、民間的経営手法を取り入れるなど柔軟な発想で経営の健全化、安定化を図らせようという背景事情もあったはずである。授業料の口座振替に利用できる金融機関を制限している大学は、授業料を払う保護者や学生へのサービスを向上させようとする観点が欠けている。

- ② 口座振替ができる金融機関を増やす場合、システムや機器の導入などコスト面を考慮しなければならないが、そこがクリアできれば、早急に見直すべきである。
- ③ ゆうちょ銀行の口座振替が利用できない理由として、委託先の収納代行業者のシステムの問題を挙げるのであれば、ゆうちょ銀行も取り扱える収納代行業者に委託すればよいし、大学自らゆうちょ銀行と口座振替の契約を行ってもよい。ゆうちょ銀行が利用できないのは、委託先のシステムの問題ではなく、大学側の問題である。
- ④ 国立大学には、所在する県内からの入学者だけでなく、県外からの入学者も多数いると思われるが、大学が指定した地元銀行の口座を持たない保護者に対し当該銀行への口座開設を求めるのは不親切である。保護者の居住地に大学が指定した銀行の支店がないことも考えられ、授業料を口座に入金するのも大きな負担となることから、早急に改めるべきである。

エ あっせんの内容

九州管区局は、上記ウの行政苦情救済推進会議の意見も踏まえ、平成24年6月13日、佐賀大学及び鹿屋体育大学並びに熊本大学に、次のようなあっせんを行った。

(ア) 佐賀大学及び鹿屋体育大学に対するあっせん

- ① 授業料等の収納業務の委託先に対し働きかけること等により、ゆうちょ銀行など全国に窓口のある金融機関からの授業料の口座振替が可能となるよう措置を講ずること。
- ② 委託先が対応しない場合においては、委託先を変更したり、大学自らにおいてゆうちょ銀行など全国に窓口のある金融機関と口座振替の契約を行う措置を講ずること。

(イ) 熊本大学に対するあっせん

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元2銀行以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）についても、授業料の口座振替の取扱いが可能となるよう措置を講ずること。

(2) 北海道管区局における対応

ア 申出の概要

子供が他の都府県から北海道にある旭川医科大学に入学したが、同大学では口座振替により授業料を納付することになっていた。そこで、ゆ

うちよ銀行から口座振替をしようとしたが、同大学では、ゆうちょ銀行からの口座振替は取り扱っておらず、取扱金融機関は同大学が指定した1行のみとなっていたため、やむを得ず指定された金融機関で口座を開設し、振替を行った。

しかし、他の都府県からの入学者のほとんどは、同大学側が指定する地元銀行の口座を持っていないと考えられ、それらの者に新たに当該銀行への口座開設を求めるのは不親切である。

ゆうちょ銀行であれば、全国のどこの市町村にもあり、便利なことから、国立大学は、授業料の口座振替にゆうちょ銀行を利用できるようにしてほしい。

イ 口座振替ができる金融機関

北海道管区局は、申出を受け、北海道内に所在する国立大学（7大学）における授業料の納付方法について実態調査した。その結果、表 - 2 のとおり、①ゆうちょ銀行を含む全国のほとんどの金融機関の口座から口座振替が可能となっているもの4大学（北海道大学、室蘭工業大学、帯広畜産大学及び北見工業大学）、②口座振替ができる金融機関を限定しており、ゆうちょ銀行等の全国に窓口がある金融機関を利用できないもの3大学（旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学）となっていた。

表 - 2 口座振替が可能な金融機関

大 学 名	ゆうちょ銀行	銀行等	備 考
北海道大学	○	○	ゆうちょ銀行を含むほとんどの金融機関からの口座振替が可能（授業料の収納業務を業者に委託）。
室蘭工業大学	○	○	同上
帯広畜産大学	○	○	同上
北見工業大学	○	○	同上
旭川医科大学	×	△	口座振替は地元金融機関（1機関）のみ。
北海道教育大学	×	△	口座振替は地元金融機関（2機関）のみ。
小樽商科大学	×	△	口座振替は地元金融機関（1機関）のみ。

（注） 北海道管区局の聴取結果に基づき、当省が作成した。

ウ 行政苦情救済推進会議への付議結果

北海道管区局は、本件行政相談について、平成 24 年 12 月 7 日、北海

道管区局長が開催する行政苦情救済推進会議に付議したところ、会議メンバーからは次のような意見が聴かれた。

- ① 大学は、学生から要望がなかったからよいと言うのではなく、実際に授業料を支払う保護者（学費負担者）の立場に立って判断すべきである。
- ② 口座振替を特定の地域の金融機関だけに限定するのではなく、複数の選択肢を設ける方がよい。
- ③ 口座振替ができる金融機関を地元金融機関に限定している現状は、保護者（学費負担者）には不便であり、利便性を考慮して、口座振替ができる金融機関を増やす等の改善を図るべきである。
- ④ 口座振替が利用できる金融機関を増やすことについては、一民間企業であるゆうちょ銀行だけに着目せず、全国に窓口のある金融機関で口座振替ができるよう門戸を広げるべきである。

エ あっせん

北海道管区局は、上記ウの行政苦情救済推進会議の意見も踏まえ、平成24年12月25日、旭川医科大学、北海道教育大学及び小樽商科大学に、次のようなあっせんを行った。

収納代行業者の活用を含め、現在口座振替が可能な地元金融機関以外に、全国に窓口のある金融機関（ゆうちょ銀行を含む。）についても、授業料の口座振替の取扱いが可能となるよう措置を講ずることを検討すること。

(3) 中四国管区局における対応

ア 申出の概要

私は九州に在住しているが、子供が在学している広島大学は、授業料の納付方法として振込方式しか認めておらず、納付の都度、金融機関に出向かなければならない上に、同大学が指定金融機関としている広島銀行が県内にないこともあって、振込手数料840円を負担しなければならない。このため、私は、少しでも手数料の負担を減らすため、前期と後期の授業料1年分をまとめて納付している。

他の多くの国立大学では、口座振替方式による納付方法を採用しており、納付の都度、金融機関に行く必要はなく、振替手数料も無料であると聞いている。広島大学でも口座振替方式により授業料を納付できるようにしてほしい。

イ 振込み及び口座振替ができる金融機関

中四国管区局は、申出を受け、中国管内に所在する国立大学（5大学）における授業料の納付方法について実態調査した。その結果、表 - 3のとおり、①振込方式を採用し、指定金融機関が地元金融機関の1機関のみに限定しているもの1大学（広島大学）、②口座振替方式を採用し、金融機関を限定しているものの、全国に窓口がある金融機関（ゆうちょ銀行）を利用できるもの4大学（鳥取大学、島根大学、岡山大学、山口大学）となっていた（注）。

（注） 口座振替を採用している4大学では、口座振替手数料は大学又は金融機関が負担しているため、学費負担者等はこれを負担する必要はないが、広島大学では、振込手数料を学費負担者等に負担させている。

表 - 3 振込み及び口座振替が可能な金融機関

方法	大学名	ゆうちょ銀行	銀行等	備 考
振込	広島大学	×	△	指定金融機関は地元金融機関（1機関）のみ。指定金融機関以外からも振込可能であるが、その場合、手数料が割高になる場合がある。
口座振替	鳥取大学	○	△	口座振替はゆうちょ銀行と地元金融機関（2機関）。
	島根大学	○	△	口座振替はゆうちょ銀行と地元金融機関（1機関）。
	岡山大学	○	△	口座振替はゆうちょ銀行と地元金融機関（2機関）。
	山口大学	○	△	口座振替はゆうちょ銀行と地元金融機関（2機関）。

（注）1 中四国管区局の聴取結果に基づき、当省が作成した。

2 広島大学においては、平成16年度まで口座振替による授業料納付を原則としていたが、国立大学の法人化に伴い、費用対効果を勘案した結果等により、平成17年4月から振込みによる授業料納付を原則とした。

ウ 行政苦情救済推進会議への付議結果

中四国管区局は、本件行政相談について、平成25年2月15日、中四国管区局長が開催する行政苦情救済推進会議に付議したところ、会議メンバーからは次のような意見が聴かれた。

広島大学においては、県外出身の学生の割合が約7割と多いことを考慮すれば、指定金融機関が地方銀行1行のみで、かつ、振込手数料の減免措置を講じていないことは利用者サービスの面から改善の余地がある。

エ あっせんの内容

中四国管区局は、上記ウの行政苦情救済推進会議の意見も踏まえ、平

成 25 年 3 月 22 日、広島大学に、次のようなあつせんを行った。

広島大学は、授業料の納付方法について、学費負担者等の経済的負担の軽減及び利便性の向上を図る観点から、次のいずれかの措置を講ずる必要がある。

- ① 口座振替方式の採用について検討し、同方式を採用する場合には、県外の学費負担者等も利用しやすいように、学生の出身都道府県に窓口を持つ金融機関からの口座振替が可能となる措置を講ずること。
- ② 振込方式を継続する場合には、広島県の地方銀行のみならず、学生の出身都道府県にも窓口を持つ金融機関を指定口座に加えるとともに、学費負担者等の振込手数料の減免の措置を講ずることについて検討すること。

4 改善の必要性

九州管区局、北海道管区局及び中四国管区局の管内においては、各管区局が行ったあつせんにより、国立大学の授業料の納付方法の拡大が図られるものと考えられる。

しかし、このような問題は、上記の各管区局管内の国立大学だけでなく、他の国立大学でも発生する可能性があることから、全国的な見直しを行う必要があると考える。

したがって、文部科学省は、九州管区局、北海道管区局及び中四国管区局が行ったあつせんの趣旨を踏まえ、学費負担者等の利便の一層の向上を図る観点から、全国の国立大学に対して、授業料の納付方法の拡大を図るよう要請することが適当である。